

山口県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-decoration: underline;">産業戦略部</td> <td>1 部の災害対策関連事務の処理に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-decoration: underline;">商工労働部</td> <td> 1 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 火災類の保安対策に関すること。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関すること。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関すること。 5 失業者の就職支援に関すること。 6 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。 7 電力の安定供給についての要請に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関（1-1-9）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 （広島支社） （新幹線管理本部）</td> <td> 1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 山口県の地震環境と地盤</p> <p>第1節 地震活動環境</p> <p>第1項 活断層（1-2-1） （省略）</p> <p>第2項 地震活動</p> <p>第2節 地盤挙動</p> <p>別図1（1-2-3） （省略）</p> <p>別表1（1-2-4） （省略）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第3節 災害教訓の伝承（2-1-4）</p> <p>県及び市町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町はその取組を支援するものとする。</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	産業戦略部	1 部の災害対策関連事務の処理に関すること。	商工労働部	1 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 火災類の保安対策に関すること。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関すること。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関すること。 5 失業者の就職支援に関すること。 6 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。 7 電力の安定供給についての要請に関すること。	機関の名称	事務又は業務の大綱	西日本旅客鉄道株式会社 （広島支社） （新幹線管理本部）	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-decoration: underline;">（削除）</td> <td style="text-decoration: underline;">（削除）</td> </tr> <tr> <td style="text-decoration: underline;">産業労働部</td> <td> 1 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 火災類の保安対策に関すること。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関すること。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関すること。 5 失業者の就職支援に関すること。 6 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。 7 電力の安定供給についての要請に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関（1-1-9）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 （中国統括本部） （山陽新幹線統括本部）</td> <td> 1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 山口県の地震環境と地盤</p> <p>第1節 地震活動環境</p> <p>第1項 活断層（1-2-1） （削除）</p> <p>第1項 地震活動</p> <p>第2節 地盤挙動</p> <p>別図1（1-2-3） （削除）</p> <p>別表1（1-2-4） （削除）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第3節 災害教訓の伝承（2-1-4）</p> <p>県及び市町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町はその取組を支援するものとする。</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	（削除）	（削除）	産業労働部	1 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 火災類の保安対策に関すること。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関すること。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関すること。 5 失業者の就職支援に関すること。 6 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。 7 電力の安定供給についての要請に関すること。	機関の名称	事務又は業務の大綱	西日本旅客鉄道株式会社 （中国統括本部） （山陽新幹線統括本部）	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。	<p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
産業戦略部	1 部の災害対策関連事務の処理に関すること。																					
商工労働部	1 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 火災類の保安対策に関すること。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関すること。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関すること。 5 失業者の就職支援に関すること。 6 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。 7 電力の安定供給についての要請に関すること。																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
西日本旅客鉄道株式会社 （広島支社） （新幹線管理本部）	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
（削除）	（削除）																					
産業労働部	1 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 火災類の保安対策に関すること。 3 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関すること。 4 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関すること。 5 失業者の就職支援に関すること。 6 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。 7 電力の安定供給についての要請に関すること。																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
西日本旅客鉄道株式会社 （中国統括本部） （山陽新幹線統括本部）	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。																					

現 行	修 正 案	備 考																																																																												
<p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制</p> <p>第1項 県</p> <p>1 配備体制 (2-8-2)</p> <p>(1) 災害対策本部未設置</p> <p>図表中の</p> <p><u>商政課</u></p> <p><u>産業戦略部</u></p> <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県</p> <p>4 連絡先 (2-8-7)</p> <table border="1" data-bbox="195 653 1219 1125"> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第17普通科連隊</td> <td>山口市</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 217</td> </tr> <tr> <td>第13旅団</td> <td>広島県</td> <td>082-822-3101</td> </tr> <tr> <td>中部方面総監部</td> <td>兵庫県</td> <td>072-782-0001</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">海上自衛隊</td> <td>小月教育航空群</td> <td>下関市</td> <td>083-282-1180</td> </tr> <tr> <td>第31航空群</td> <td>岩国市</td> <td>0827-22-3181</td> </tr> <tr> <td>下関基地隊</td> <td>下関市</td> <td>083-286-2323</td> </tr> <tr> <td>呉地方総監部</td> <td>広島県</td> <td>0823-22-5511</td> </tr> <tr> <td>佐世保地方総監部</td> <td>長崎県</td> <td>0956-23-7111</td> </tr> </table> <p>第4節 海上保安部(署)との連携体制(2-8-8)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県(防災危機管理課)</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <table border="1" data-bbox="178 1457 1202 1976"> <tr> <td>広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999</td> <td>徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 <u>無線電話</u>10-225-2 " FAX 19-225</td> <td>門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 <u>無線電話</u>10-226-2 " FAX 19-226</td> <td>仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 <u>無線電話</u>10-227-2 " FAX 19-227</td> </tr> <tr> <td>岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999</td> <td>下松分室 0833-41-3022</td> <td>宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999</td> <td>萩海上保安署 0838-22-4999</td> </tr> <tr> <td>柳井海上保安署 0820-23-2250</td> <td>三田尻中関分室 0835-23-9898</td> <td>下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999</td> <td>※ 上段は代表電話 下段は緊急電話</td> </tr> </table> </div>	陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 217	第13旅団	広島県	082-822-3101	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001	海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180	第31航空群	岩国市	0827-22-3181	下関基地隊	下関市	083-286-2323	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111	広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 <u>無線電話</u> 10-225-2 " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 <u>無線電話</u> 10-226-2 " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 <u>無線電話</u> 10-227-2 " FAX 19-227	岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999	柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話	<p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制</p> <p>第1項 県</p> <p>1 配備体制 (2-8-2)</p> <p>(1) 災害対策本部未設置</p> <p>図表中の</p> <p><u>産業政策課</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県</p> <p>4 連絡先 (2-8-7)</p> <table border="1" data-bbox="1463 653 2546 1167"> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第17普通科連隊</td> <td>山口市</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 217</td> </tr> <tr> <td>第13旅団</td> <td>広島県</td> <td>082-822-3101 <u>防災無線(衛星系) 034-101-941-157</u></td> </tr> <tr> <td>中部方面総監部</td> <td>兵庫県</td> <td>072-782-0001</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">海上自衛隊</td> <td>小月教育航空群</td> <td>下関市</td> <td>083-282-1180</td> </tr> <tr> <td>第31航空群</td> <td>岩国市</td> <td>0827-22-3181</td> </tr> <tr> <td>下関基地隊</td> <td>下関市</td> <td>083-286-2323</td> </tr> <tr> <td>呉地方総監部</td> <td>広島県</td> <td>0823-22-5511 <u>防災無線(衛星系) 034-101-89-158</u></td> </tr> <tr> <td>佐世保地方総監部</td> <td>長崎県</td> <td>0956-23-7111</td> </tr> </table> <p>第4節 海上保安部(署)との連携体制(2-8-8)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県(防災危機管理課)</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <table border="1" data-bbox="1445 1457 2499 1990"> <tr> <td>広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 <u>防災無線(衛星系)</u> <u>034-101-99-159</u></td> <td>徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-225-2 " FAX 19-225</td> <td>門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-226-2 " FAX 19-226</td> <td>仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-227-2 " FAX 19-227</td> </tr> <tr> <td>岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999</td> <td>下松分室 0833-41-3022</td> <td>宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999</td> <td>萩海上保安署 0838-22-4999</td> </tr> <tr> <td>柳井海上保安署 0820-23-2250</td> <td>三田尻中関分室 0835-23-9898</td> <td>下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999</td> <td>※ 上段は代表電話 下段は緊急電話</td> </tr> </table> </div>	陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 217	第13旅団	広島県	082-822-3101 <u>防災無線(衛星系) 034-101-941-157</u>	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001	海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180	第31航空群	岩国市	0827-22-3181	下関基地隊	下関市	083-286-2323	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 <u>防災無線(衛星系) 034-101-89-158</u>	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111	広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 <u>防災無線(衛星系)</u> <u>034-101-99-159</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-225-2 " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-226-2 " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-227-2 " FAX 19-227	岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999	柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話	<p>組織改編</p> <p>連絡先の追加</p> <p>表現の適正化</p>
陸上自衛隊		第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 217																																																																										
		第13旅団	広島県	082-822-3101																																																																										
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001																																																																											
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180																																																																											
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181																																																																											
	下関基地隊	下関市	083-286-2323																																																																											
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511																																																																											
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111																																																																											
広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 <u>無線電話</u> 10-225-2 " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 <u>無線電話</u> 10-226-2 " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 <u>無線電話</u> 10-227-2 " FAX 19-227																																																																											
岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999																																																																											
柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話																																																																											
陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 217																																																																											
	第13旅団	広島県	082-822-3101 <u>防災無線(衛星系) 034-101-941-157</u>																																																																											
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001																																																																											
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180																																																																											
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181																																																																											
	下関基地隊	下関市	083-286-2323																																																																											
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 <u>防災無線(衛星系) 034-101-89-158</u>																																																																											
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111																																																																											
広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 <u>防災無線(衛星系)</u> <u>034-101-99-159</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-225-2 " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-226-2 " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 <u>防災無線(地上系)</u> 10-227-2 " FAX 19-227																																																																											
岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999																																																																											
柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話																																																																											

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第6項 避難順位の一般的基準（2-9-4）</p> <p><u>1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦</u></p> <p><u>2 乳幼児、学童</u></p> <p><u>3 女性</u></p> <p><u>4 その他の者</u></p> <p><u>5 防災従事者</u></p> <p>第9項 避難所の運営管理（2-9-4）</p> <p>市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に配慮するものとする。</p> <p>第10項 避難所の整備に関する事項（2-9-5）</p> <p>1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）</p> <p>2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）</p> <p>3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）</p> <p>4 避難所での備蓄</p> <p>食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資</p> <p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 県（2-10-4）</p> <p>県は、市町が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、次の事項を実施又は指導する。</p> <p>(11) 被災地で効率的な保健医療活動が行えるよう、保健医療活動チームの派遣調整や情報連携等の保健医療活動の総合調整を行う体制を構築する。</p> <p>第12章 要配慮者対策</p> <p>第5節 避難所対策（2-12-4）</p> <p>県及び市町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。</p> <p>また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第9章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第7項 避難順位の一般的基準（2-9-4）</p> <p><u>避難は要配慮者を優先するものとする。</u></p> <p>第9項 避難所の運営管理（2-9-4）</p> <p>市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、<u>食物アレルギー</u>に配慮するものとする。</p> <p>第10項 避難所の整備に関する事項（2-9-5）</p> <p>1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）</p> <p>2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）</p> <p>3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）</p> <p>4 避難所での備蓄</p> <p>食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた</u>非常用電源等避難生活に必要な物資</p> <p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 県（2-10-4）</p> <p>県は、市町が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、次の事項を実施又は指導する。</p> <p>(11) 被災地で効率的な保健医療<u>福祉</u>活動が行えるよう、保健医療活動チーム、<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等</u>の派遣調整や情報連携等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を行う体制を構築する。<u>また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、人材の育成等に努める。</u></p> <p>第12章 要配慮者対策</p> <p>第5節 避難所対策（2-12-4）</p> <p>県及び市町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。</p> <p>また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の整備に努める。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>DWATの組成による修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																								
<p>第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画</p> <p>第1節 災害救助物資確保計画</p> <p>第1項 食料の確保</p> <p>2 応援用食料の調達・供給体制の整備（2-14-2）</p> <p>(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。</p> <p>・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰等</p>	<p>第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画</p> <p>第1節 災害救助物資確保計画</p> <p>第1項 食料の確保</p> <p>2 応援用食料の調達・供給体制の整備（2-14-2）</p> <p>(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。</p> <p>・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、<u>食物アレルギー対応食品</u>等</p>	<p>中央防災会議防災基本計画の修正</p>																																																																																																																								
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（3-1-3）</p> <p>図表中の</p> <p><u>産業戦略部長</u></p> <p><u>商工労働部長</u></p> <p><u>産業戦略部</u></p> <p><u>商工労働対策部</u></p> <p><u>商工労働部</u></p> <p>第2項 県本部の運営</p> <p>2 部</p> <p>(1) 部の構成（3-1-4）</p> <p>部は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。</p> <p>県本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="252 1297 1317 1942"> <thead> <tr> <th>部の名称</th> <th>部を構成する組織</th> <th>部長</th> <th>副部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>総務部次長</td> </tr> <tr> <td>総合企画部</td> <td>総合企画部</td> <td>総合企画部長</td> <td>総合企画部次長</td> </tr> <tr> <td>東京連絡部</td> <td>東京事務所</td> <td>東京事務所長</td> <td>東京事務所次長</td> </tr> <tr> <td><u>産業戦略部</u></td> <td><u>産業戦略部</u></td> <td><u>産業戦略部長</u></td> <td><u>産業戦略部次長</u></td> </tr> <tr> <td>環境生活対策部</td> <td>環境生活部</td> <td>環境生活部長</td> <td>環境生活部次長</td> </tr> <tr> <td>災害救助部</td> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>健康福祉部次長</td> </tr> <tr> <td><u>商工労働対策部</u></td> <td><u>商工労働部</u></td> <td><u>商工労働部長</u></td> <td><u>商工労働部次長</u></td> </tr> <tr> <td>観光スポーツ文化部</td> <td>観光スポーツ文化部</td> <td>観光スポーツ文化部長</td> <td>観光スポーツ文化部次長</td> </tr> <tr> <td>農林水産対策部</td> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部長</td> <td>農林水産部次長</td> </tr> <tr> <td>土木建築対策部</td> <td>土木建築部</td> <td>土木建築部長</td> <td>土木建築部次長</td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td>会計管理局</td> <td>会計管理局長</td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td>企業対策部</td> <td>企業局</td> <td>公営企業管理者</td> <td>企業局長</td> </tr> <tr> <td>文教対策部</td> <td>教育庁</td> <td>教育長</td> <td>副教育長</td> </tr> <tr> <td>公安部</td> <td>警察本部</td> <td>警察本部長</td> <td>警備部長</td> </tr> </tbody> </table>	部の名称	部を構成する組織	部長	副部長	総務部	総務部	総務部長	総務部次長	総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長	東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長	<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部長</u>	<u>産業戦略部次長</u>	環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長	災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長	<u>商工労働対策部</u>	<u>商工労働部</u>	<u>商工労働部長</u>	<u>商工労働部次長</u>	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長	農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長	土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長	経理部	会計管理局	会計管理局長	会計課長	企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局長	文教対策部	教育庁	教育長	副教育長	公安部	警察本部	警察本部長	警備部長	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（3-1-3）</p> <p>図表中の</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>産業労働部長</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>産業労働対策部</u></p> <p><u>産業労働部</u></p> <p>第2項 県本部の運営</p> <p>2 部</p> <p>(1) 部の構成（3-1-4）</p> <p>部は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。</p> <p>県本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1516 1297 2582 1942"> <thead> <tr> <th>部の名称</th> <th>部を構成する組織</th> <th>部長</th> <th>副部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>総務部次長</td> </tr> <tr> <td>総合企画部</td> <td>総合企画部</td> <td>総合企画部長</td> <td>総合企画部次長</td> </tr> <tr> <td>東京連絡部</td> <td>東京事務所</td> <td>東京事務所長</td> <td>東京事務所次長</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>環境生活対策部</td> <td>環境生活部</td> <td>環境生活部長</td> <td>環境生活部次長</td> </tr> <tr> <td>災害救助部</td> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>健康福祉部次長</td> </tr> <tr> <td><u>産業労働対策部</u></td> <td><u>産業労働部</u></td> <td><u>産業労働部長</u></td> <td><u>産業労働部次長</u></td> </tr> <tr> <td>観光スポーツ文化部</td> <td>観光スポーツ文化部</td> <td>観光スポーツ文化部長</td> <td>観光スポーツ文化部次長</td> </tr> <tr> <td>農林水産対策部</td> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部長</td> <td>農林水産部次長</td> </tr> <tr> <td>土木建築対策部</td> <td>土木建築部</td> <td>土木建築部長</td> <td>土木建築部次長</td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td>会計管理局</td> <td>会計管理局長</td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td>企業対策部</td> <td>企業局</td> <td>公営企業管理者</td> <td>企業局長</td> </tr> <tr> <td>文教対策部</td> <td>教育庁</td> <td>教育長</td> <td>副教育長</td> </tr> <tr> <td>公安部</td> <td>警察本部</td> <td>警察本部長</td> <td>警備部長</td> </tr> </tbody> </table>	部の名称	部を構成する組織	部長	副部長	総務部	総務部	総務部長	総務部次長	総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長	東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長	災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長	<u>産業労働対策部</u>	<u>産業労働部</u>	<u>産業労働部長</u>	<u>産業労働部次長</u>	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長	農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長	土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長	経理部	会計管理局	会計管理局長	会計課長	企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局長	文教対策部	教育庁	教育長	副教育長	公安部	警察本部	警察本部長	警備部長	<p>組織改編</p> <p>組織改編</p>
部の名称	部を構成する組織	部長	副部長																																																																																																																							
総務部	総務部	総務部長	総務部次長																																																																																																																							
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長																																																																																																																							
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長																																																																																																																							
<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部長</u>	<u>産業戦略部次長</u>																																																																																																																							
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長																																																																																																																							
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長																																																																																																																							
<u>商工労働対策部</u>	<u>商工労働部</u>	<u>商工労働部長</u>	<u>商工労働部次長</u>																																																																																																																							
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長																																																																																																																							
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長																																																																																																																							
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長																																																																																																																							
経理部	会計管理局	会計管理局長	会計課長																																																																																																																							
企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局長																																																																																																																							
文教対策部	教育庁	教育長	副教育長																																																																																																																							
公安部	警察本部	警察本部長	警備部長																																																																																																																							
部の名称	部を構成する組織	部長	副部長																																																																																																																							
総務部	総務部	総務部長	総務部次長																																																																																																																							
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長																																																																																																																							
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長																																																																																																																							
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																																																																							
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長																																																																																																																							
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長																																																																																																																							
<u>産業労働対策部</u>	<u>産業労働部</u>	<u>産業労働部長</u>	<u>産業労働部次長</u>																																																																																																																							
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長																																																																																																																							
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長																																																																																																																							
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長																																																																																																																							
経理部	会計管理局	会計管理局長	会計課長																																																																																																																							
企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局長																																																																																																																							
文教対策部	教育庁	教育長	副教育長																																																																																																																							
公安部	警察本部	警察本部長	警備部長																																																																																																																							

現 行				修 正 案				備 考
第4項 動員配備計画 1 配備体制 (1) 地震(3-1-6) ア 災害対策本部未設置 図表中の <u>南海トラフ臨時情報</u> (2) 津波(3-1-7) ア 災害対策本部未設置 図表中の <u>南海トラフ臨時情報</u>				第4項 動員配備計画 1 配備体制 (1) 地震(3-1-6) ア 災害対策本部未設置 図表中の <u>南海トラフ地震臨時情報</u> (2) 津波(3-1-7) ア 災害対策本部未設置 図表中の <u>南海トラフ地震臨時情報</u>				誤記修正
第5項 班の編成及び所掌事務(3-1-10)				第5項 班の編成及び所掌事務(3-1-10)				誤記修正
部	班	担当課	部の所掌事務	部	班	担当課	部の所掌事務	組織改編
<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>1 部内及び本部室班との連絡調整に関すること。</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
災害救助部	救助総務	厚政課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 5 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 義援金品の配分に関すること。 7 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 8 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関すること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10 災害ボランティアの活動支援に関すること。 11 災害救助基金に関すること。(生活必需品等の備蓄を含む。) 12 被災地における民生安定に関すること。 13 その他災害救助対策に関すること。	災害救助部	救助総務	厚政課	1 部内各班、関係出先機関及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 5 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 義援金品の配分に関すること。 7 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。 8 一般被災関係の被害状況のとりまとめに関すること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10 災害ボランティアの活動支援に関すること。 11 災害救助基金に関すること。(生活必需品等の備蓄を含む。) 12 被災地における民生安定に関すること。 13 <u>保健医療福祉活動の総合調整に関すること。</u> 14 その他災害救助対策に関すること。	厚労省通知を踏まえた修正
<u>商工労働対策部</u>	<u>商工総務</u>	<u>商政課</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 火薬類の保安対策に関すること。 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること。 5 電力の安定供給についての要請に関すること。 6 その他応急商工業対策に関すること。	<u>産業労働対策部</u>	<u>産業総務</u>	<u>産業政策課</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 火薬類の保安対策に関すること。 4 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること。 5 電力の安定供給についての要請に関すること。 6 その他応急商工業対策に関すること。	組織改編
	経営金融	経営金融課	7 中小企業の被害調査及び応急復旧に関すること。 8 中小企業の金融に関すること。		経営金融	経営金融課	7 中小企業の被害調査及び応急復旧に関すること。 8 中小企業の金融に関すること。	
	労働対策	労働政策課	9 山口労働局・公共職業安定所との連絡調整等に関すること。 10 被災による失業者の就職支援に関すること。 11 災害応急対策、復興に必要な労務の確保に関すること。		労働対策	労働政策課	9 山口労働局・公共職業安定所との連絡調整等に関すること。 10 被災による失業者の就職支援に関すること。 11 災害応急対策、復興に必要な労務の確保に関すること。	
	協力班	<u>新産業振興課</u> <u>企業立地推進課</u>	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。		協力班	<u>産業脱炭素化推進室</u> <u>企業立地推進課</u> <u>イノベーション推進課</u> <u>産業人材課</u>	12 当該課(室)の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。	組織改編

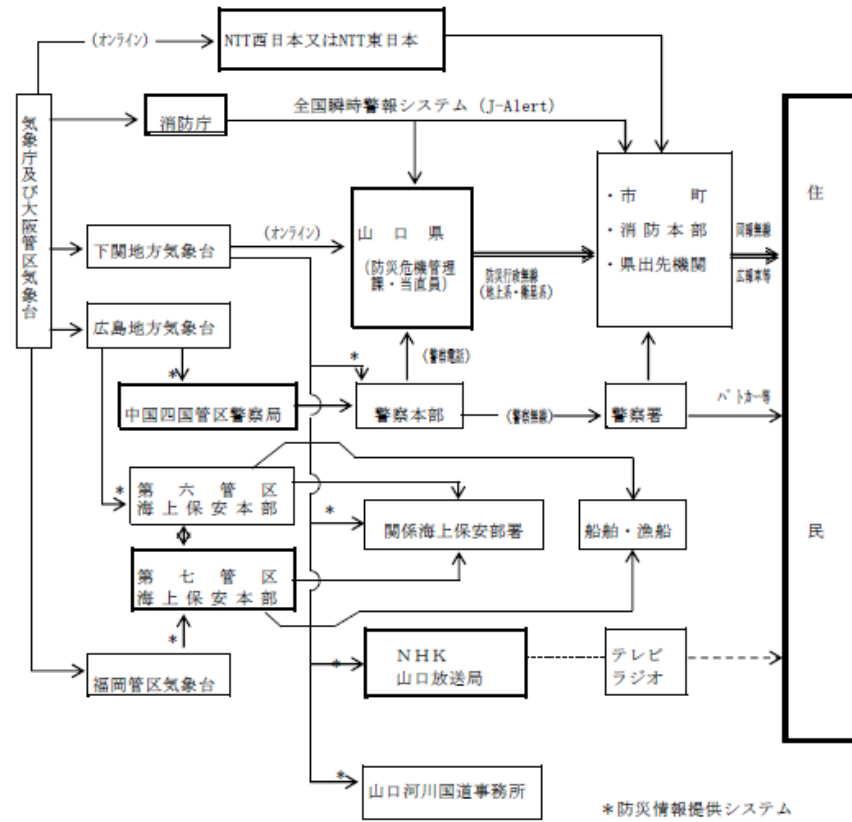
現 行				修 正 案				備 考
観光スポーツ文化対策部	外国人対策	国際課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事 6 <u>災害時における外国人への避難活動計画等に係る啓発に関する事</u> 7 外国人の安否情報に関する事 8 <u>外国語通訳（ボランティア）の育成、登録に関する事</u>	観光スポーツ文化対策部	外国人対策	国際課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事 6 外国人の安否情報に関する事 7 <u>山口県災害時多言語支援センターに関する事</u>	表現の適正化
	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 <u>県史編さん室</u>	9 被災文化財の保護、修復に関する事 10 当該課（室）の災害対策関連事務の処理 11 部内の各班、他部の応援に関する事		協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 <u>（削除）</u>	9 被災文化財の保護、修復に関する事 10 当該課（室）の災害対策関連事務の処理 11 部内の各班、他部の応援に関する事	
文教対策部	学校教育	教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	7 <u>応急教育の実施に関する事</u> 8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関する事	文教対策部	学校教育	<u>教育情報化推進室</u> 教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	7 <u>ICT機器等を活用した応急教育の実施に関する事</u> 8 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事 9 学校施設における避難者の救援活動への協力に関する事	
第5項 地方機関の所掌事務				第5項 地方機関の所掌事務				
4 地方機関の所掌事務（3-1-16）				4 地方機関の所掌事務（3-1-16）				
対策部・班	関係機関	所 掌 事 務		対策部・班	関係機関	所 掌 事 務		
災害救助部 救助総務班	健康福祉センター	(1) 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関する事 (2) 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関する事 (3) 災害救助法に基づく救助の実施に関する事 (4) 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関する事 (5) 救援物資の現地配分、配送に関する事 (6) その他災害救助部長が指示する事務又は業務 (7) 庁舎の被害状況の調査報告に関する事		災害救助部 救助総務班	健康福祉センター	(1) 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関する事 (2) 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関する事 (3) 災害救助法に基づく救助の実施に関する事 (4) 市町の救助業務の指導及び連絡調整に関する事 (5) 救援物資の現地配分、配送に関する事 (6) <u>現地における保健医療福祉活動の総合調整に関する事</u> (7) その他災害救助部長が指示する事務又は業務 (8) 庁舎の被害状況の調査報告に関する事		厚労省通知を踏まえた修正
		医務班	健康福祉センター (環境保健所)			(8) 医療施設に係る被害状況の調査報告に関する事 (9) 被災者の救助、医療救護に関する事 (10) 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関する事 (11) 医療に関して市町の指導及び応援に関する事	医務班	
健康管理・ 防疫班	健康福祉センター (環境保健所)	(12) 被災者の健康管理、保健相談に関する事 (13) 保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関する事		健康管理・ 防疫班	健康福祉センター (環境保健所)	(13) 被災者の健康管理、保健相談に関する事 (14) 保健、防疫に関して市町の指導及び応援に関する事		組織改編
	精神保健福祉 センター	(14) 健康福祉センター（環境保健所）が実施するメンタルヘルスケアの支援に関する事			精神保健福祉 センター	(15) 健康福祉センター（環境保健所）が実施するメンタルヘルスケアの支援に関する事		
薬務班	健康福祉センター (環境保健所)	(15) 医薬品及び衛生器材の確保に関する事 (16) 毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関する事		薬務班	健康福祉センター (環境保健所)	(16) 医薬品及び衛生器材の確保に関する事 (17) 毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関する事		組織改編
	その他の出先機関	(17) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる			その他の出先機関	(18) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる		
<u>商工労働対策部</u>		(1) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる		<u>産業労働対策部</u>		(1) 総務部のその他の出先機関が実施する業務に準じる		

現 行

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達（3-2-3）



第2項 関係機関による措置事項（3-2-8）

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震時報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 緊急地震速報

緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

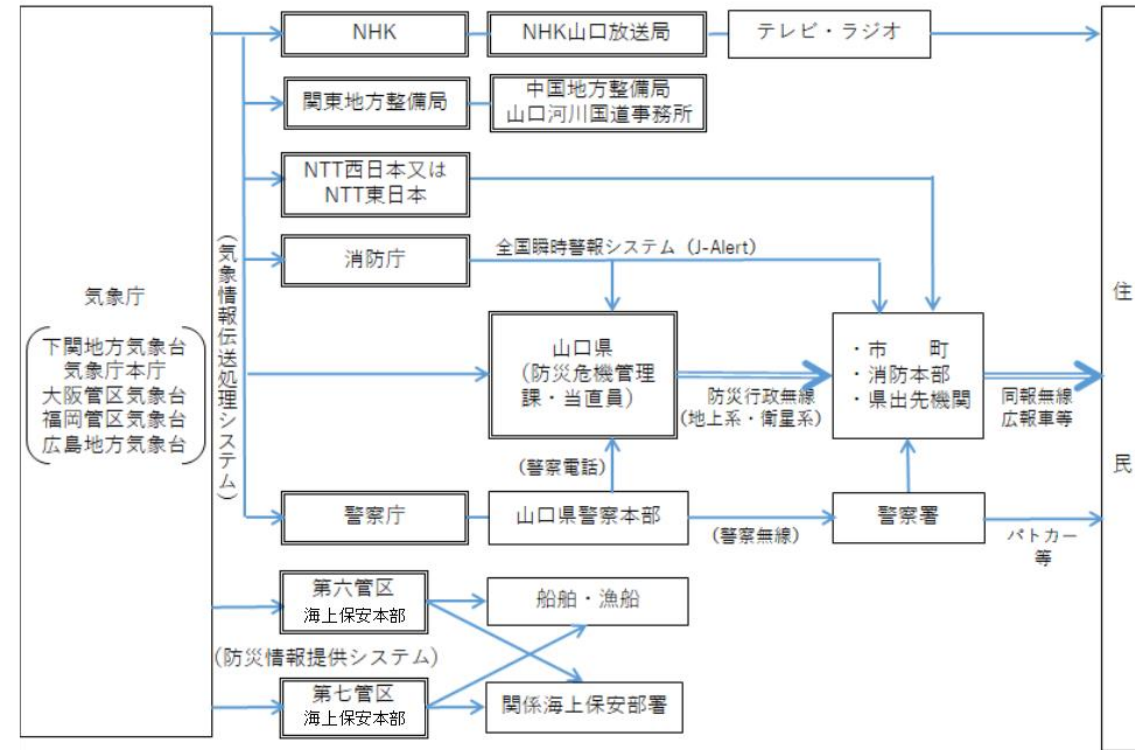
下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

修 正 案

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達（3-2-3）



第2項 関係機関による措置事項（3-2-8）

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震時報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 緊急地震速報

緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

備 考

接続形態等の変更

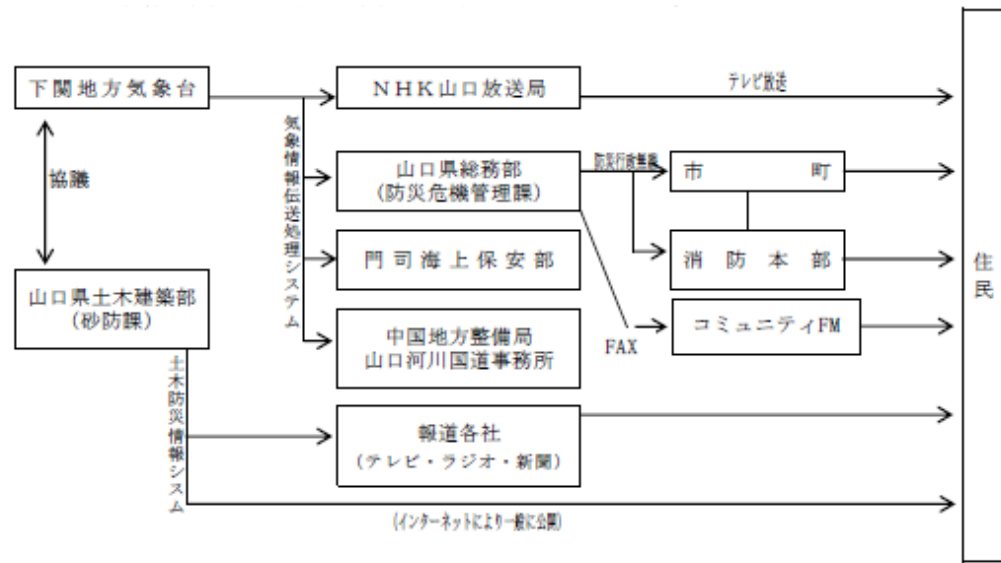
表現の適正化

基準変更

現 行			修 正 案			備 考
(5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。			(5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。			基準変更
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容	
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の地震情報（地震回数に関する情報）」で発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の地震情報（地震回数に関する情報）」で発表。	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述し発表。	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎の長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等</u> を発表。	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	<u>推計震度分布図</u>	<u>震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u>	
推計震度分布図	<u>震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u>	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述し発表。	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	
(6) 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。			(6) 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。			誤記修正
解説資料等の種類	発表基準	内容	解説資料等の種類	発表基準	内容	
地震解説資料（速報版） <u>※ホームページでの発表をしていない。</u>	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	地震解説資料（速報版） <u>（削除）</u>	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	

現 行

第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）
8 土砂災害警戒情報の伝達（3-2-17）



第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

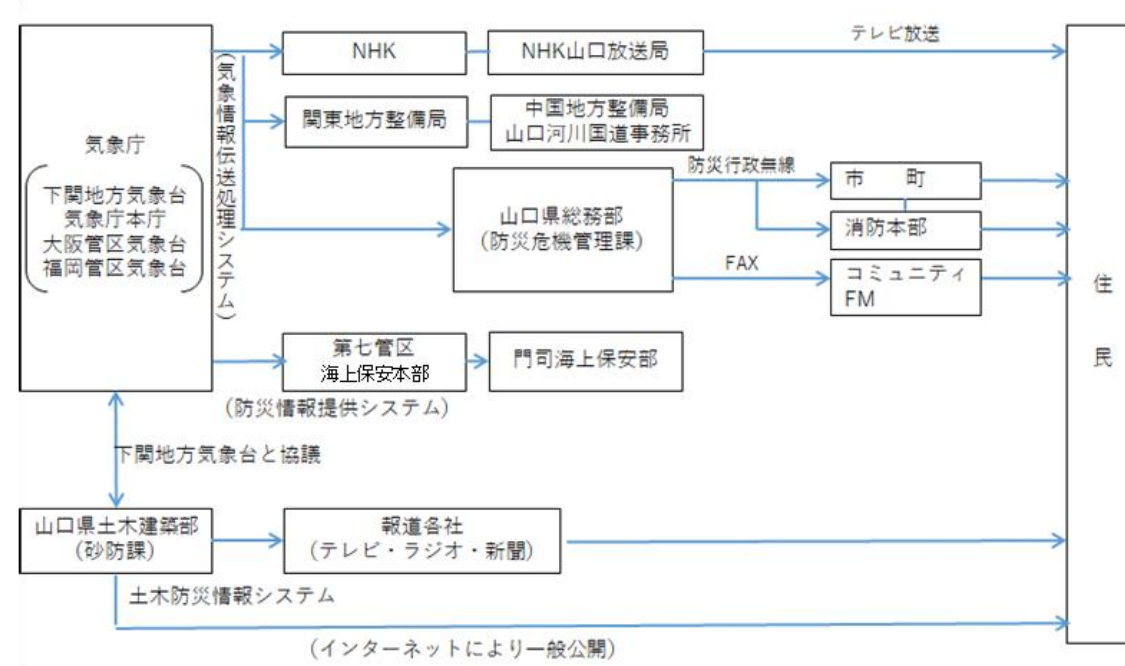
2 防災関係機関等の措置（3-2-22）

区分	内容
県	2 収集する情報 収集する情報は、おおむね次のとおりであるが、発災当初においては、人命救助、消火活動に必要な情報（建物倒壊、出火、道路橋梁の損壊状況、負傷者発生状況等）を収集する。 なお、各種応急対策に必要な情報及び法令等に基づき必要とされる情報については、市町、関係機関からの報告によるほか、関係出先機関が適時適切に行うものとする。

1.1 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達（3-2-29）
図表中の
商工労働対策部（商政課）

修 正 案

第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）
8 土砂災害警戒情報の伝達（3-2-17）



第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

2 防災関係機関等の措置（3-2-22）

区分	内容
県	2 収集する情報 収集する情報は、おおむね次のとおりであるが、発災当初においては、人命救助、消火活動に必要な情報（建物倒壊、出火、道路橋梁の損壊状況、負傷者発生状況等）を収集する。 <u>要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u> なお、各種応急対策に必要な情報及び法令等に基づき必要とされる情報については、市町、関係機関からの報告によるほか、関係出先機関が適時適切に行うものとする。

1.1 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達（3-2-29）
図表中の
産業労働対策部（産業政策課）

備 考

接続形態等の変更

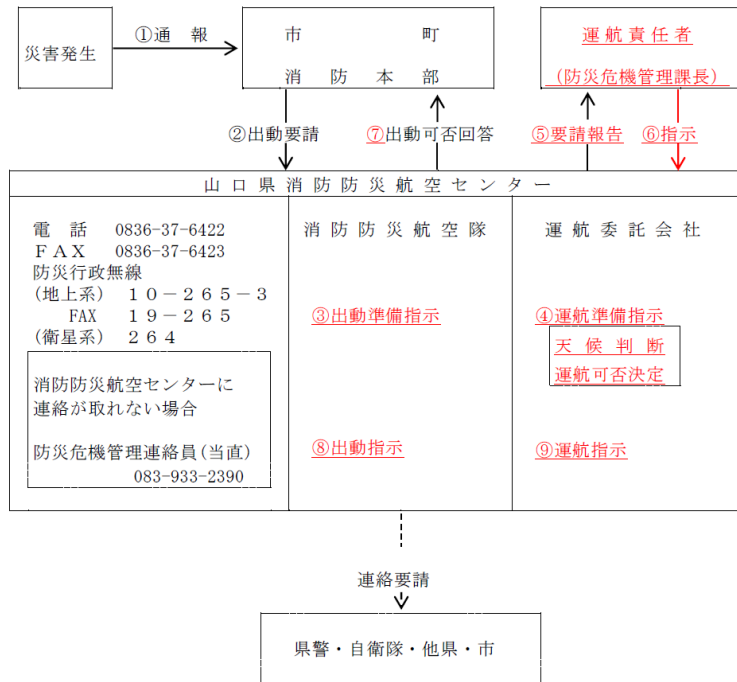
中央防災会議防災基本計画の修正

組織改編

現 行	修 正 案	備 考																																										
<p>第4節 災害時の放送</p> <p>第1項 放送局に対する放送の要請（3-2-37）</p> <p>2 放送要請取扱要領</p> <table border="1" data-bbox="201 258 1157 793"> <thead> <tr> <th>放送機関</th> <th>連絡責任者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK山口放送局</td> <td>放送部長</td> <td>083-921-3707 <u>無線電話</u> 10-219-3 # FAX 19-219</td> </tr> <tr> <td>山口放送株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>0834-32-1110 <u>無線電話</u> 10-220-3 # FAX 19-220</td> </tr> <tr> <th>放送機関</th> <th>連絡責任者</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>テレビ山口株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>083-923-6113 <u>無線電話</u> 10-221-3 # FAX 19-221</td> </tr> <tr> <td>株式会社エフエム山口</td> <td>編成制作部長</td> <td>083-924-4535 <u>無線電話</u> 10-223-2 # FAX 19-223</td> </tr> <tr> <td>山口朝日放送株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>083-933-1111 <u>無線電話</u> 10-222-3 # FAX 19-222</td> </tr> </tbody> </table>	放送機関	連絡責任者	連絡先	NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 <u>無線電話</u> 10-219-3 # FAX 19-219	山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 <u>無線電話</u> 10-220-3 # FAX 19-220	放送機関	連絡責任者	連絡先	テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 <u>無線電話</u> 10-221-3 # FAX 19-221	株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 <u>無線電話</u> 10-223-2 # FAX 19-223	山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 <u>無線電話</u> 10-222-3 # FAX 19-222	<p>第4節 災害時の放送</p> <p>第1項 放送局に対する放送の要請（3-2-37）</p> <p>2 放送要請取扱要領</p> <table border="1" data-bbox="1469 258 2433 793"> <thead> <tr> <th>放送機関</th> <th>連絡責任者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK山口放送局</td> <td>放送部長</td> <td>083-921-3707 <u>防災無線（地上系）</u> 10-219-3 # FAX 19-219</td> </tr> <tr> <td>山口放送株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>0834-32-1110 <u>防災無線（地上系）</u> 10-220-3 # FAX 19-220</td> </tr> <tr> <th>放送機関</th> <th>連絡責任者</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>テレビ山口株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>083-923-6113 <u>防災無線（地上系）</u> 10-221-3 # FAX 19-221</td> </tr> <tr> <td>株式会社エフエム山口</td> <td>編成制作部長</td> <td>083-924-4535 <u>防災無線（地上系）</u> 10-223-2 # FAX 19-223</td> </tr> <tr> <td>山口朝日放送株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>083-933-1111 <u>防災無線（地上系）</u> 10-222-3 # FAX 19-222</td> </tr> </tbody> </table>	放送機関	連絡責任者	連絡先	NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 <u>防災無線（地上系）</u> 10-219-3 # FAX 19-219	山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 <u>防災無線（地上系）</u> 10-220-3 # FAX 19-220	放送機関	連絡責任者	連絡先	テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 <u>防災無線（地上系）</u> 10-221-3 # FAX 19-221	株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 <u>防災無線（地上系）</u> 10-223-2 # FAX 19-223	山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 <u>防災無線（地上系）</u> 10-222-3 # FAX 19-222	<p>表現の適正化</p>
放送機関	連絡責任者	連絡先																																										
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 <u>無線電話</u> 10-219-3 # FAX 19-219																																										
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 <u>無線電話</u> 10-220-3 # FAX 19-220																																										
放送機関	連絡責任者	連絡先																																										
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 <u>無線電話</u> 10-221-3 # FAX 19-221																																										
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 <u>無線電話</u> 10-223-2 # FAX 19-223																																										
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 <u>無線電話</u> 10-222-3 # FAX 19-222																																										
放送機関	連絡責任者	連絡先																																										
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 <u>防災無線（地上系）</u> 10-219-3 # FAX 19-219																																										
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 <u>防災無線（地上系）</u> 10-220-3 # FAX 19-220																																										
放送機関	連絡責任者	連絡先																																										
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 <u>防災無線（地上系）</u> 10-221-3 # FAX 19-221																																										
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 <u>防災無線（地上系）</u> 10-223-2 # FAX 19-223																																										
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 <u>防災無線（地上系）</u> 10-222-3 # FAX 19-222																																										
<p>第3章 救助・救急、医療等活動計画</p> <p>第2節 医療等活動計画</p> <p>第2項 医療救護体制（3-3-6）</p> <p>(カ) 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。</p> <p>(キ) 救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。</p> <p>(ク) 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。</p>	<p>第3章 避難計画</p> <p>第2節 医療等活動計画</p> <p>第2項 医療救護体制（3-3-6）</p> <p>(カ) <u>災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</u></p> <p>(キ) 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。</p> <p>(ク) 救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。</p> <p>(ケ) 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。</p>	<p>厚労省通知を踏まえた修正</p>																																										
<p>第4章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営（3-4-6）</p> <p>(8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>第4章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営（3-4-6）</p> <p>(8) <u>避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>(9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>中央防災会議防災基本計画の修正</p>																																										

現 行

第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策
第4節 応援要請（3-5-3）
2 要請方法



第6節 航空機の効率的運用と安全対策（3-5-4）

大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の効率的な運用と安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的な運用を図る。また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。

第6章 応援要請計画

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

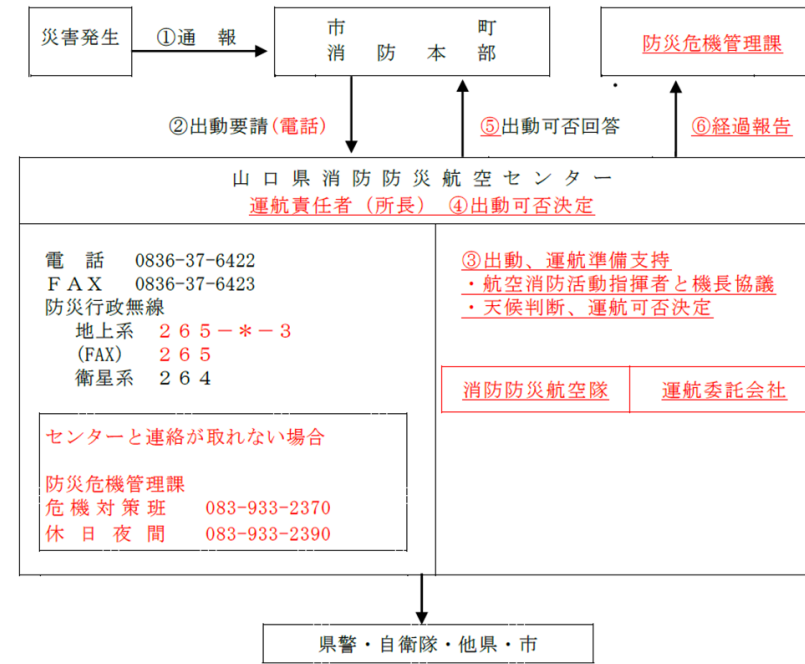
2 災害派遣の範囲

(2) 災害派遣時に実施する活動内容（3-6-10）

救助活動区分	活動内容
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施

修 正 案

第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策
第4節 応援要請（3-5-3）
2 要請方法



第6節 航空機の効率的運用と安全対策（3-5-4）

1 航空運用調整班の設置

大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の効率的な運用と安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的な運用を図る。また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。

2 緊急用務空域の指定

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。

3 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請

国土交通省から緊急用務空域において無人航空機の飛行を行おうとする者等からの申請内容の通知があった場合、災害状況や活動状況を踏まえ、無人航空機の飛行の可否を判断し、国土交通省へその結果を回答するものとする。

第6章 応援要請計画

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

2 災害派遣の範囲

(2) 災害派遣時に実施する活動内容（3-6-10）

救助活動区分	活動内容
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する

備 考

基準変更

中央防災会議防災基本計画の修正

防衛省防災業務計画の修正

現 行

第2項 災害派遣要請の手続

2 要請手続

(3) 災害派遣連絡窓口一覧表 (3-6-11)

区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面總監	山口市上宇野令784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に対するもの	呉地方總監 佐世保地方總監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等

第8章 緊急輸送計画

第6節 臨時ヘリポート設定計画

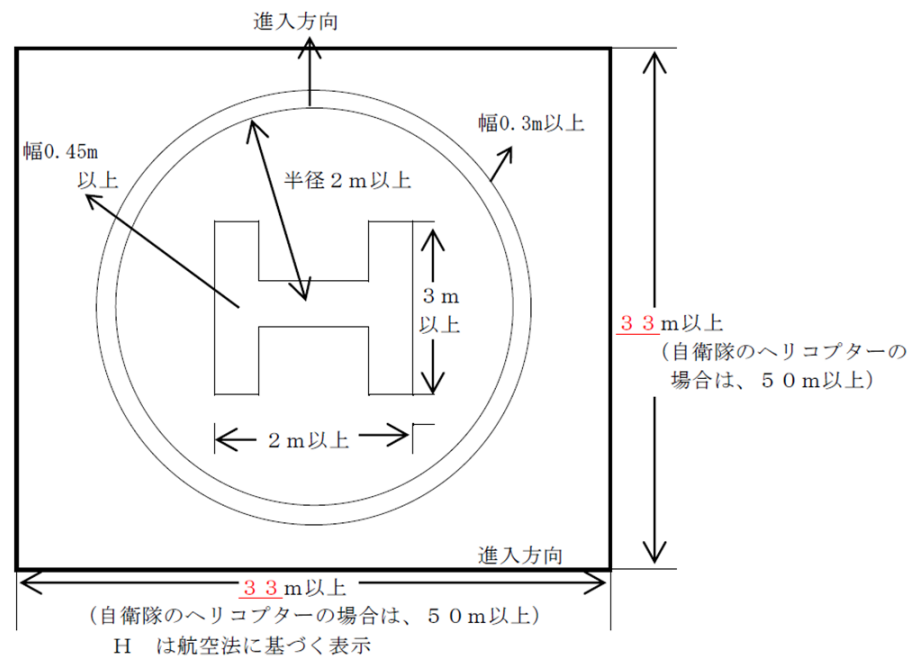
第1項 臨時ヘリポート (3-7-13)

具体的事項	備考
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・ 消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約3.3m以内は平坦で、障害物がないこと。 (略)

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

(1) ヘリポートの標識 (3-7-14)



修 正 案

第2項 災害派遣要請の手続

2 要請手続

(3) 災害派遣連絡窓口一覧表 (3-6-11)

区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面總監	山口市上宇野令784 (083-922-2281) <u>(県庁内線 5184)</u> <u>(防災無線(衛星系)217)</u> 広島県安芸郡海田町2-1 (082-822-3101) <u>(防災無線(衛星系)034-101-157)</u> 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に対するもの	呉地方總監 佐世保地方總監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) <u>(防災無線(衛星系)034-101-89-158)</u> 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等

第8章 緊急輸送計画

第6節 臨時ヘリポート設定計画

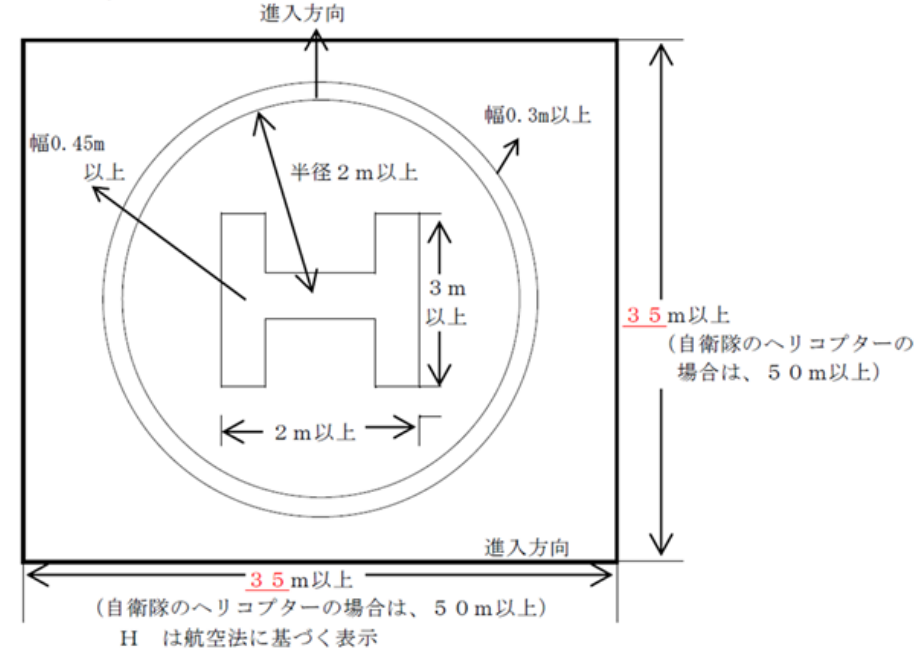
第1項 臨時ヘリポート (3-7-13)

具体的事項	備考
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・ 消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約3.5m以内は平坦で、障害物がないこと。 (略)

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

(1) ヘリポートの標識 (3-7-14)



備 考

表現の適正化

機体更新に伴う変更

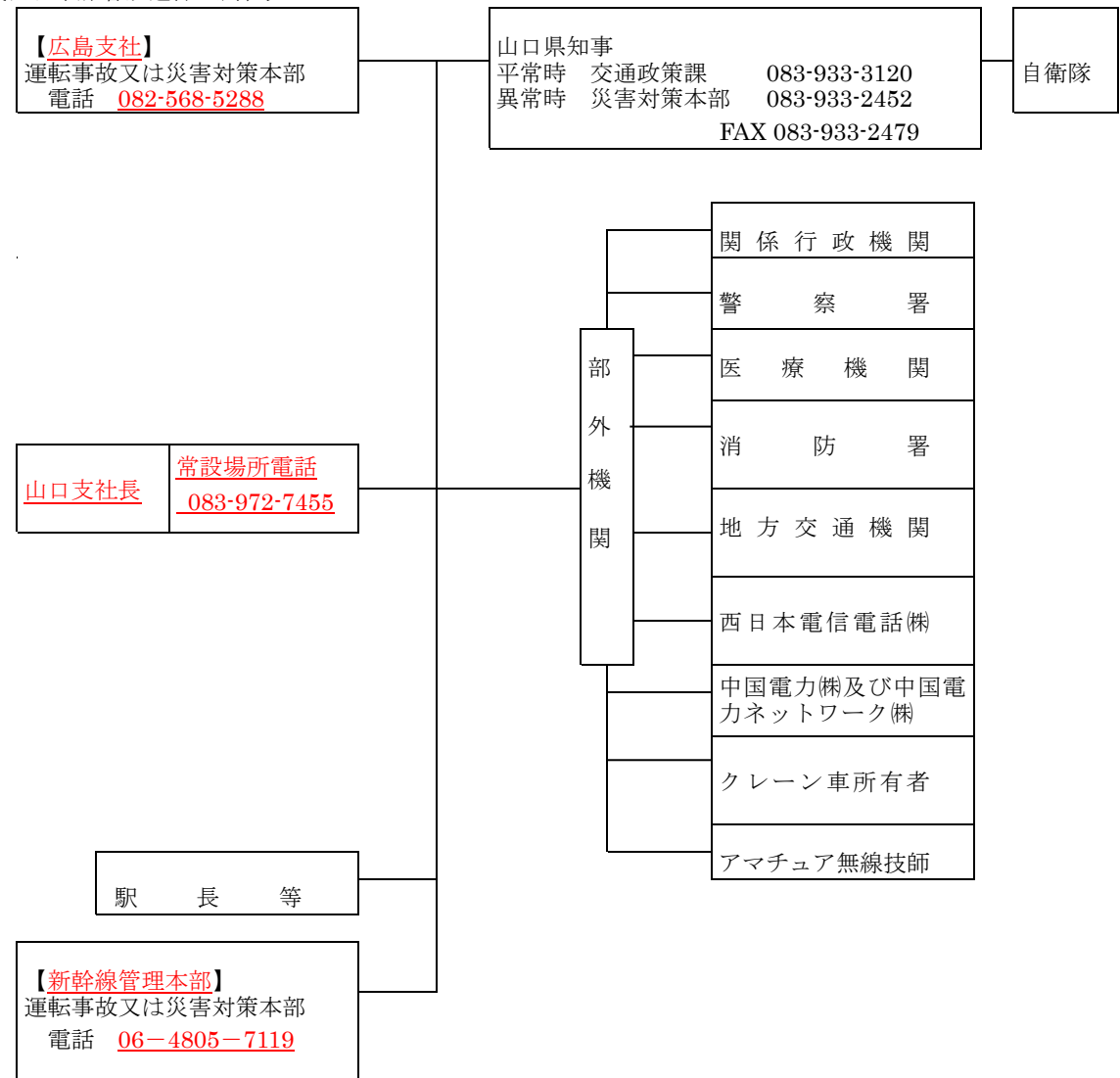
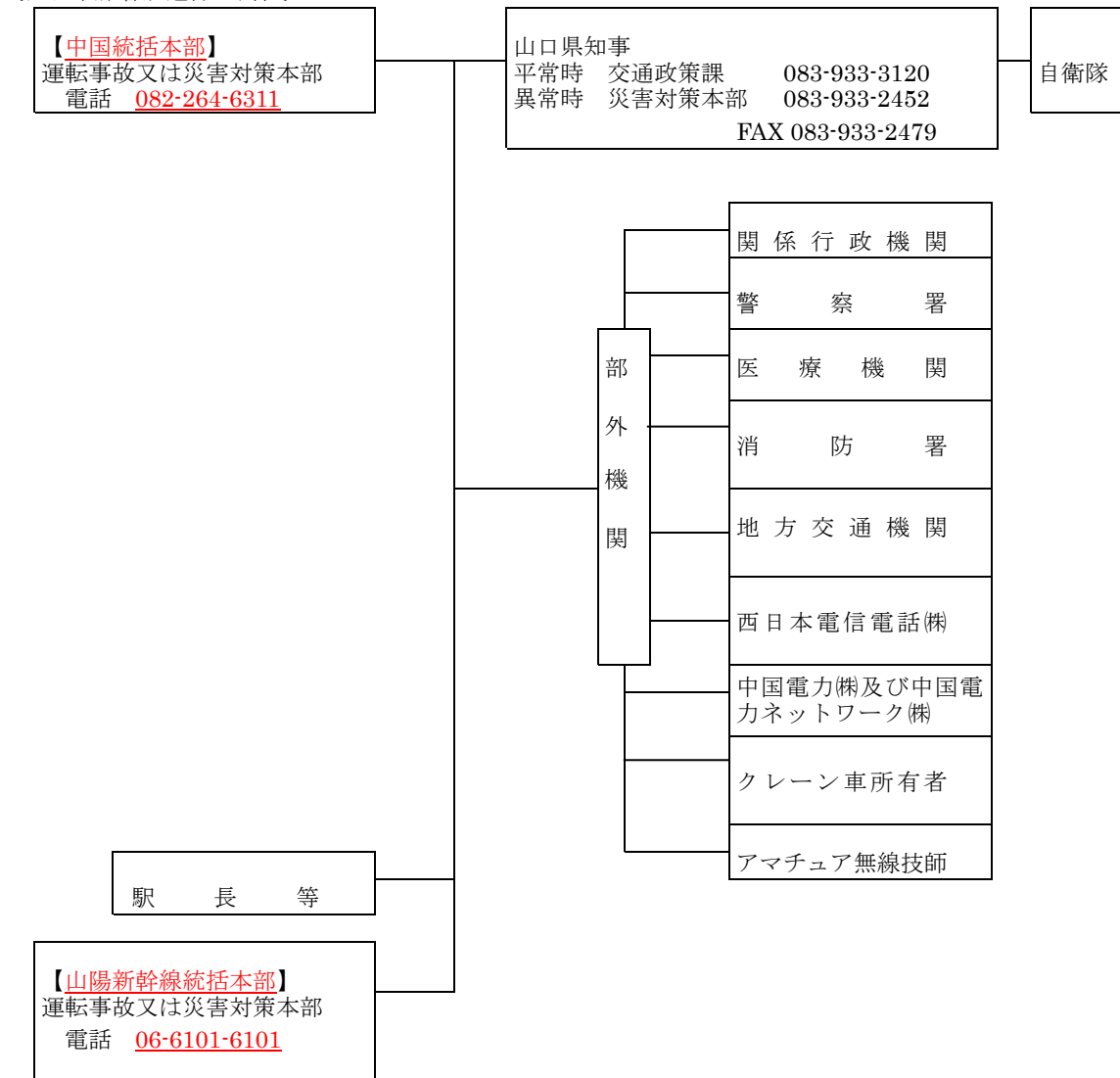
現 行	修 正 案	備 考
<p>第8章 災害救助法の適用計画 第1節 災害救助法の適用 第4項 応急救助の実施（3-8-5） 図表中の <u>商工労働部</u></p> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画 第1項 食料の供給体制 2 副食等の供給（3-9-3） ・ パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品の等の供給体制 1 生活必需品等の調達・供給経路（3-9-8） 図表中の <u>商工労働対策部</u></p> <p>第10章 保健衛生・動物愛護管理計画 第3節 災害廃棄物等処理計画 第2項 し尿処理計画 4 処理体制の整備（3-10-16） (2) 対策系統</p>	<p>第8章 災害救助法の適用計画 第1節 災害救助法の適用 第4項 応急救助の実施（3-8-5） 図表中の <u>産業労働部</u></p> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画 第1項 食料の供給体制 2 副食等の供給（3-9-3） ・ パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、<u>食物アレルギー対応食品</u>等</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品の等の供給体制 1 生活必需品等の調達・供給経路（3-9-8） 図表中の <u>産業労働対策部</u></p> <p>第10章 保健衛生・動物愛護管理計画 第3節 災害廃棄物等処理計画 第2項 し尿処理計画 4 処理体制の整備（3-10-16） (2) 対策系統</p>	<p>組織改編</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>組織改編</p>
		<p>協定の締結</p>

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																										
<p>第11章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第3項 応急修理の方法、基準</p> <p>2 修理の期間（3-11-4）</p> <p>(1) 災害発生の日から <u>1ヵ月</u> 以内に完成させるものとする。</p> <p>(2) <u>1ヵ月</u>の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う</p> <p>第12章 水防・消防、危険物等対策計画</p> <p>第1節 水防活動計画</p> <p>第1項 水防活動体制の確立</p> <p>2 水防組織（3-12-2）</p> <p>(2) 第1警戒体制（警戒配備体制）</p> <table border="1" data-bbox="225 737 1302 1606"> <thead> <tr> <th>配 備 課 所</th> <th>大 雨 注 意 報</th> <th>洪 水 注 意 報</th> <th>高 潮 注 意 報</th> <th>津 波 注 意 報</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="4">土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。</td> </tr> <tr> <td>砂 防 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>道 路 整 備 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>港 湾 課</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>農 林 水 産 政 策 課</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> <td rowspan="4">農林水産事務所及び下関農林事務所、下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。</td> </tr> <tr> <td>農 村 整 備 課</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>漁 港 漁 場 整 備 課</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土 木 建 築 事 務 所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ダ ム 管 理 事 務 所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td>港 湾 管 理 事 務 所</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td>山 口 宇 部 空 港 事 務 所</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td rowspan="3">警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td>農 林 水 産 事 務 所</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>下 関 農 林 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※主管部長が必要に応じ配備を命ずる。</p> <p>第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画</p> <p>第2項 火薬類（3-12-11）</p> <p>図表中の <u>商政課</u></p>	配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	高 潮 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容	河 川 課	○	○	○	○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。	砂 防 課	○	○	○	○	道 路 整 備 課	○	○	○	○	港 湾 課			○	○	農 林 水 産 政 策 課			※	○	農林水産事務所及び下関農林事務所、下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。	農 村 整 備 課			※	○	漁 港 漁 場 整 備 課			※	○	土 木 建 築 事 務 所	○	○	○	○	ダ ム 管 理 事 務 所	○	○			警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。	港 湾 管 理 事 務 所			○	○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。	山 口 宇 部 空 港 事 務 所			※	※	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。	農 林 水 産 事 務 所			※	○	下 関 農 林 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局					<p>第11章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第3項 応急修理の方法、基準</p> <p>2 修理の期間（3-11-4）</p> <p>(1) 災害発生の日から <u>3ヵ月（災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）</u> 以内に完成させるものとする。</p> <p>(2) 期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。</p> <p>第12章 水防・消防、危険物等対策計画</p> <p>第1節 水防活動計画</p> <p>第1項 水防活動体制の確立</p> <p>2 水防組織（3-12-2）</p> <p>(2) 第1警戒体制（警戒配備体制）</p> <table border="1" data-bbox="1486 737 2516 1606"> <thead> <tr> <th>配 備 課 所</th> <th>大 雨 注 意 報</th> <th>洪 水 注 意 報</th> <th>津 波 注 意 報</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="4">土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。</td> </tr> <tr> <td>砂 防 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>道 路 整 備 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>港 湾 課</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>農 林 水 産 政 策 課</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td rowspan="4">農林水産事務所及び下関農林事務所、下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。</td> </tr> <tr> <td>農 村 整 備 課</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>漁 港 漁 場 整 備 課</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土 木 建 築 事 務 所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ダ ム 管 理 事 務 所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td>港 湾 管 理 事 務 所</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td>山 口 宇 部 空 港 事 務 所</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td rowspan="3">警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td>農 林 水 産 事 務 所</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>下 関 農 林 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※主管部長が必要に応じ配備を命ずる。</p> <p>第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画</p> <p>第2項 火薬類（3-12-11）</p> <p>図表中の <u>産業政策課</u></p>	配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容	河 川 課	○	○	○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。	砂 防 課	○	○	○	道 路 整 備 課	○	○	○	港 湾 課			○	農 林 水 産 政 策 課			○	農林水産事務所及び下関農林事務所、下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。	農 村 整 備 課			○	漁 港 漁 場 整 備 課			○	土 木 建 築 事 務 所	○	○	○	ダ ム 管 理 事 務 所	○	○		警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。	港 湾 管 理 事 務 所			○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。	山 口 宇 部 空 港 事 務 所			※	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。	農 林 水 産 事 務 所			○	下 関 農 林 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局				<p>内閣府告示の改正に伴う修正</p> <p>誤記修正</p> <p>組織改編</p>
配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	高 潮 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容																																																																																																																																							
河 川 課	○	○	○	○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。																																																																																																																																							
砂 防 課	○	○	○	○																																																																																																																																								
道 路 整 備 課	○	○	○	○																																																																																																																																								
港 湾 課			○	○																																																																																																																																								
農 林 水 産 政 策 課			※	○	農林水産事務所及び下関農林事務所、下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。																																																																																																																																							
農 村 整 備 課			※	○																																																																																																																																								
漁 港 漁 場 整 備 課			※	○																																																																																																																																								
土 木 建 築 事 務 所	○	○	○	○																																																																																																																																								
ダ ム 管 理 事 務 所	○	○			警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。																																																																																																																																							
港 湾 管 理 事 務 所			○	○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。																																																																																																																																							
山 口 宇 部 空 港 事 務 所			※	※	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。																																																																																																																																							
農 林 水 産 事 務 所			※	○																																																																																																																																								
下 関 農 林 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局																																																																																																																																												
配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容																																																																																																																																								
河 川 課	○	○	○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。																																																																																																																																								
砂 防 課	○	○	○																																																																																																																																									
道 路 整 備 課	○	○	○																																																																																																																																									
港 湾 課			○																																																																																																																																									
農 林 水 産 政 策 課			○	農林水産事務所及び下関農林事務所、下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。																																																																																																																																								
農 村 整 備 課			○																																																																																																																																									
漁 港 漁 場 整 備 課			○																																																																																																																																									
土 木 建 築 事 務 所	○	○	○																																																																																																																																									
ダ ム 管 理 事 務 所	○	○		警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。																																																																																																																																								
港 湾 管 理 事 務 所			○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。																																																																																																																																								
山 口 宇 部 空 港 事 務 所			※	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。																																																																																																																																								
農 林 水 産 事 務 所			○																																																																																																																																									
下 関 農 林 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局																																																																																																																																												

現 行	修 正 案	備 考								
<p>第4項 放射性物質（3-12-13）</p> <p>地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="106 340 1344 499"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の所有者及び管理者</td> <td>放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	措置内容	施設の所有者及び管理者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。	<p>第4項 放射性物質（3-12-13）</p> <p>地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等の規制に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1374 340 2614 499"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の所有者及び管理者</td> <td>放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	措置内容	施設の所有者及び管理者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。	<p>法律名の変更</p> <p>法律名の変更</p>
実施者	措置内容									
施設の所有者及び管理者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。									
実施者	措置内容									
施設の所有者及び管理者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。									
<p>第14章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第2項 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) 市町（3-14-2）</p> <p>オ 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品などのほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。</p> <p>(2) 県</p> <p>県は、市町等からの応援要請を受けた場合、<u>関係福祉団体</u>と調整し、<u>必要な福祉人材</u>の派遣を行う。</p> <p>2 被災者の他地区等への移送</p> <p>(2) 県（3-14-3）</p> <p>県は、市町等からの応援要請を受けた場合、<u>関係福祉団体</u>と調整し、<u>必要な福祉人材</u>の派遣を行う。</p> <p>第15章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1節 一般ボランティアの支援体制</p> <p>第1項 県、市町社会福祉協議会の対応（3-15-2）</p> <p>1 県災害ボランティアセンターの設置</p> <p>(2) <u>ボランティアコーディネーター</u>当の応援要請及び派遣</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の市町社会福祉協議会</p> <p>(2) <u>コーディネーター</u>の派遣</p> <p>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱</p> <p>2 災害発生時の防災体制（3-17-2）</p>	<p>第14章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第2項 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) 市町（3-14-2）</p> <p>オ 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品などのほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。</p> <p><u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 県</p> <p>県は、市町等からの応援要請を受けた場合、<u>山口県災害福祉支援ネットワーク協議会</u>と調整し、<u>DWAT</u>の派遣を行う。</p> <p>2 被災者の他地区等への移送</p> <p>(2) 県（3-14-3）</p> <p>県は、市町等からの応援要請を受けた場合、<u>山口県災害福祉支援ネットワーク協議会</u>と調整し、<u>DWAT</u>の派遣を行う。</p> <p>第15章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1節 一般ボランティアの支援体制</p> <p>第1項 県、市町社会福祉協議会の対応（3-15-2）</p> <p>1 県災害ボランティアセンターの設置</p> <p>(2) <u>ボランティアセンター運営スタッフ</u>当の応援要請及び派遣</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の市町社会福祉協議会</p> <p>(2) <u>ボランティアセンター運営スタッフ</u>の派遣</p> <p>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱</p> <p>2 災害発生時の防災体制（3-17-2）</p>	<p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>DWATの組成による修正</p> <p>DWATの組成による修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>								

現 行	修 正 案	備 考																
<p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方（支社）</p> <table border="1" data-bbox="225 218 1347 816"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 体 制 (災害準備対策室)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 台風等が接近し、<u>担当</u>区域に<u>大規模な</u>被害が予測される場合 複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 非常体制が発令された事業所がある場合 </td> </tr> <tr> <td>非 常 体 制 (災害対策室)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 複数の事業所に非常体制が発令された場合、<u>または</u>防災体制の発令が必要と判断された場合 特別非常体制が発令された事業所がある場合 </td> </tr> <tr> <td>特別非常体制 (特別災害対策室)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>担当</u>区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 防災体制時の情報連絡経路</p> <p>ア 支社に<u>特別非常</u>体制が発令された場合の情報連絡経路は、<u>次による</u>。</p> <p>イ 電気事業法、災害対策基本法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。</p> <p>ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、中国電力(株)東京支社及び中国電力ネットワーク(株)東京事務所が対応する。</p> <p>第3項 県営電力施設</p> <p>2 応急対策 (3-17-5)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 発災直後の保安</p> <p>発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・<u>給電</u>協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。</p> <p>第2節 ガス施設</p> <p>第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策</p> <p>5 ガス事業者の相互連携・協力（3-17-7）</p> <p>ガス事業者は、<u>経済産業省の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づき災害の発生の防止に関し、相互に連携・協力を努めるものとする。</u></p> <p>第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策</p> <p>1 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）（3-17-7）</p> <p>(2) (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部の<u>「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」</u>に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。</p> <p>第18章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第2項 応急工事施工の体制（3-18-9）</p> <p>3 建設機械等の緊急使用計画</p> <p>(3) 中国地方整備局に対する応援要請</p>	区 分	発 令 基 準	警 戒 体 制 (災害準備対策室)	<ul style="list-style-type: none"> 台風等が接近し、<u>担当</u>区域に<u>大規模な</u>被害が予測される場合 複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 非常体制が発令された事業所がある場合 	非 常 体 制 (災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業所に非常体制が発令された場合、<u>または</u>防災体制の発令が必要と判断された場合 特別非常体制が発令された事業所がある場合 	特別非常体制 (特別災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <u>担当</u>区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 	<p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方（支社）</p> <table border="1" data-bbox="1492 218 2614 816"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 体 制 (災害準備対策室)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 台風等が接近し、<u>サービス</u>区域に<u>一定の</u>被害が予測される場合 <u>山口ネットワークセンターまたは</u>複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 非常体制が発令された事業所がある場合 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合</u> </td> </tr> <tr> <td>非 常 体 制 (災害対策室)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>山口ネットワークセンターまたは</u>複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 特別非常体制が発令された事業所がある場合 </td> </tr> <tr> <td>特別非常体制 (特別災害対策室)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>サービス</u>区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 <u>山口ネットワークセンターまたは</u>複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 防災体制時の情報連絡経路</p> <p>ア 支社に<u>防災</u>体制が発令された場合の情報連絡経路は、<u>社内規程に基づき、別に定める</u>。</p> <p>イ 電気事業法、災害対策基本法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。</p> <p>ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、中国電力(株)東京支社及び中国電力ネットワーク(株)東京事務所が対応する。</p> <p>第3項 県営電力施設</p> <p>2 応急対策 (3-17-5)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 発災直後の保安</p> <p>発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・<u>系統利用</u>協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。</p> <p>第2節 ガス施設</p> <p>第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策</p> <p>5 ガス事業者の相互連携・協力（3-17-7）</p> <p>ガス事業者は、<u>「災害時連携計画」に基づき、ガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えることとし、事業者相互の連携・協力を努めるものとする。</u></p> <p>第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策</p> <p>1 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）（3-17-7）</p> <p>(2) (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部の<u>「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」</u>に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。</p> <p>第18章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第2項 応急工事施工の体制（3-18-9）</p> <p>3 建設機械等の緊急使用計画</p> <p>(3) 中国地方整備局に対する応援要請</p>	区 分	発 令 基 準	警 戒 体 制 (災害準備対策室)	<ul style="list-style-type: none"> 台風等が接近し、<u>サービス</u>区域に<u>一定の</u>被害が予測される場合 <u>山口ネットワークセンターまたは</u>複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 非常体制が発令された事業所がある場合 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合</u> 	非 常 体 制 (災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <u>山口ネットワークセンターまたは</u>複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 特別非常体制が発令された事業所がある場合 	特別非常体制 (特別災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <u>サービス</u>区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 <u>山口ネットワークセンターまたは</u>複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 	<p>規程の見直し</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>災害時連携計画の修正</p> <p>要領名称の変更</p>
区 分	発 令 基 準																	
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	<ul style="list-style-type: none"> 台風等が接近し、<u>担当</u>区域に<u>大規模な</u>被害が予測される場合 複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 非常体制が発令された事業所がある場合 																	
非 常 体 制 (災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業所に非常体制が発令された場合、<u>または</u>防災体制の発令が必要と判断された場合 特別非常体制が発令された事業所がある場合 																	
特別非常体制 (特別災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <u>担当</u>区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 																	
区 分	発 令 基 準																	
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	<ul style="list-style-type: none"> 台風等が接近し、<u>サービス</u>区域に<u>一定の</u>被害が予測される場合 <u>山口ネットワークセンターまたは</u>複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 非常体制が発令された事業所がある場合 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合</u> 																	
非 常 体 制 (災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <u>山口ネットワークセンターまたは</u>複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 特別非常体制が発令された事業所がある場合 																	
特別非常体制 (特別災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <u>サービス</u>区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 <u>山口ネットワークセンターまたは</u>複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 																	

現 行		修 正 案		備 考
<p>中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ平成20.8.20各県土木関係部長、広島市道路交通局長及び中国地方整備局企画部長間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。</p> <p>第3節 鉄道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制</p> <p>1 災害、運転事故対策本部の設置（3-18-11）</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、<u>支社</u>に事故対策本部を、また 被災現場に現地対策本部を設置する。</p> <p>2 警戒体制（3-18-12）</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(1) <u>支社</u>又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。</p> <p>(2) <u>山口支社長等</u>は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。</p> <p>第2項 発災時の応急措置</p> <p>2 乗客の避難誘導（3-18-15）</p>		<p>中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ平成31.4.1各県土木関係部長、広島市道路交通局長及び中国地方整備局統括防災官間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。</p> <p>第3節 鉄道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制</p> <p>1 災害、運転事故対策本部の設置（3-18-11）</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、<u>中国統括本部</u>に事故対策本部を、また 被災現場に現地対策本部を設置する。</p> <p>2 警戒体制（3-18-12）</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(1) <u>中国統括本部</u>又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。</p> <p>(2) <u>中国統括本部又は支店の関係各課</u>は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。</p> <p>第2項 発災時の応急措置</p> <p>2 乗客の避難誘導（3-18-15）</p>		<p>誤記修正 組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p>
機関名	避難誘導方法	機関名	避難誘導方法	
西日本旅客鉄道株式会社	<p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>ア 駅長は、駅係員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>イ 誘導は、<u>負傷者、高齢者、幼児、女性等</u>を優先的に誘導する。</p> <p>(2) 列車乗客の避難誘導</p> <p>ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示に従う。</p> <p>イ 列車が駅間の途中で停止した場合には、輸送指令及び近接の駅長と連絡の上、旅客を安全な場所へ誘導する。</p> <p>この場合、他の乗客等の協力を得て、<u>負傷者、高齢者、幼児、女性等</u>に注意し安全に降車させる。</p>	西日本旅客鉄道株式会社	<p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>ア 駅長は、駅係員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>イ 誘導は、<u>負傷者</u>を優先的に誘導する。</p> <p>(2) 列車乗客の避難誘導</p> <p>ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示に従う。</p> <p>イ 列車が駅間の途中で停止した場合には、輸送指令及び近接の駅長と連絡の上、旅客を安全な場所へ誘導する。</p> <p>この場合、他の乗客等の協力を得て、<u>負傷者等</u>に注意し安全に降車させる。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
錦川鉄道株式会社	<p>(1) 駅（有人駅）における避難誘導</p> <p>ア 課長等は、社員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないよう誘導し、避難させる。</p> <p>イ 誘導は、<u>負傷者・高齢者・幼児・婦人等</u>を優先的に誘導する。</p> <p>(2) 列車乗客の避難誘導</p> <p>ア 列車が駅（無人駅）に停止している場合は、乗務員が最も安全と思われる方法で避難誘導をする。判断が困難なときは、運転指令者の指示を受ける。</p> <p>イ 列車が駅間の途中で停止した場合には、運転指令者と連絡の上、旅客を安全な場所へ誘導する。この場合、他の乗客等の協力を得て、<u>負傷者・高齢者・幼児・女性等</u>に注意し安全に降車させる。</p>	錦川鉄道株式会社	<p>(1) 駅（有人駅）における避難誘導</p> <p>ア 課長等は、社員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないよう誘導し、避難させる。</p> <p>イ 誘導は、<u>負傷者</u>を優先的に誘導する。</p> <p>(2) 列車乗客の避難誘導</p> <p>ア 列車が駅（無人駅）に停止している場合は、乗務員が最も安全と思われる方法で避難誘導をする。判断が困難なときは、運転指令者の指示を受ける。</p> <p>イ 列車が駅間の途中で停止した場合には、運転指令者と連絡の上、旅客を安全な場所へ誘導する。この場合、他の乗客等の協力を得て、<u>負傷者等</u>に注意し安全に降車させる。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3項 応急復旧</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（3-18-16）</p> <p>(4) 部外機関との連絡系統図</p> <p>〔西日本旅客鉄道株式会社〕</p>  <p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第2節 災害対策本部等の設置等</p> <p>第1項 災害対策本部等の設置（3-20-3）</p> <p><u>知事は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに山口県災害対策本部及び必要に応じて災害対策地方本部、現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</u></p> <p><u>【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】</u></p> <p>第2項 災害対策本部等の組織及び運営</p> <p><u>災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、山口県災害対策本部設置条例及び山口県災害対策本部運営要領に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】</u></p> <p>第3項 災害応急対策要員の参集</p> <p><u>1 知事は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。</u></p> <p><u>2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】</u></p>	<p>第3項 応急復旧</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（3-18-16）</p> <p>(4) 部外機関との連絡系統図</p> <p>〔西日本旅客鉄道株式会社〕</p>  <p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第2節 災害対策本部等の設置等</p> <p>第1項 災害対策本部等の設置（3-20-3）</p> <p><u>【震災対策編 第3編 第1章 第1節】に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>第2項 災害対策本部等の組織及び運営</p> <p><u>【震災対策編 第3編 第1章 第1節】に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>第3項 災害応急対策要員の参集</p> <p><u>【震災対策編 第3編 第1章 第1節】に定めるところにより行うものとする。</u></p>	<p>組織改編</p>
		<p>記載の適正化</p>

現 行

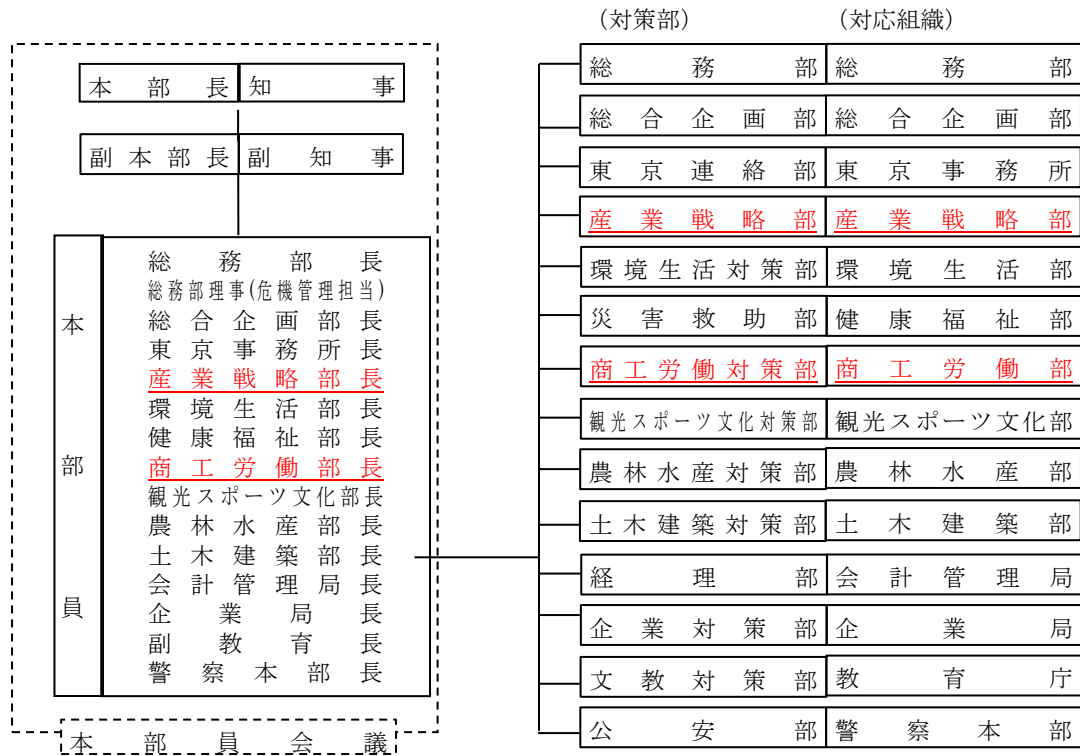
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 被害復旧対策本部の設置（4-1-2）

2 県本部の組織



第2項 県本部の運営

2 部（4-1-3）

(1) 部の構成

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部</u>	<u>産業戦略部長</u>	<u>産業戦略部次長</u>
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
<u>商工労働対策部</u>	<u>商工労働部</u>	<u>商工労働部長</u>	<u>商工労働部次長</u>
観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長
経理部	会計管理局	会計管理局長	会計課長
企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局長
文教対策部	教育庁	教育庁長	副教育長
公安部	警察本部	警察本部長	警備部長

修 正 案

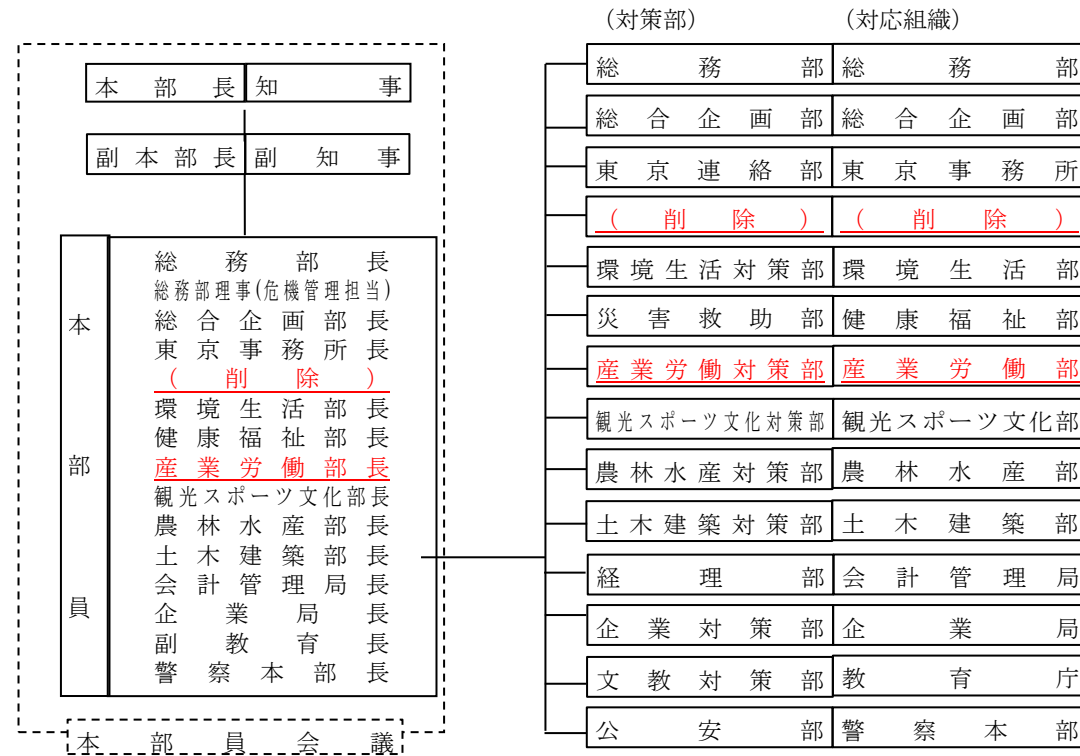
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 被害復旧対策本部の設置（4-1-2）

2 県本部の組織



第2項 県本部の運営

2 部（4-1-3）

(1) 部の構成

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
環境生活対策部	環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長
災害救助部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
<u>産業労働対策部</u>	<u>産業労働部</u>	<u>産業労働部長</u>	<u>産業労働部次長</u>
観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長
土木建築対策部	土木建築部	土木建築部長	土木建築部次長
経理部	会計管理局	会計管理局長	会計課長
企業対策部	企業局	公営企業管理者	企業局長
文教対策部	教育庁	教育庁長	副教育長
公安部	警察本部	警察本部長	警備部長

組織改編

組織改編

現 行					修 正 案					備 考	
第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-5）					第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-5）					組織改編	
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関		
産業戦略部	産業戦略	産業戦略部	1 部内及び本部室班との連絡調整に関すること。		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
商工労働対策部	商工総務	商政課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 3 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること。 4 電力の安定供給についての要請に関すること。 5 その他応急商工業対策に関すること。		産業労働対策部	産業総務	産業政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 商工業、鉱業施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 3 生活物資の確保、復旧復興資材の安定供給の要請に関すること。 4 電力の安定供給についての要請に関すること。 5 その他応急商工業対策に関すること。			
	経営金融	経営金融課	6 中小企業の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 7 中小企業の金融に関すること。			経営金融	経営金融課	6 中小企業の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 7 中小企業の金融に関すること。			
文教対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 5 その他文教対策に関すること。		文教対策部	学校総務	教育政策課 学校運営・施設整備室	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 5 その他文教対策に関すること。			
	学校教育	教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 7 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること。			学校教育	教育情報化推進室 教職員課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育推進室	6 ICT機器等を活用した教育の実施に関すること 7 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 8 学校施設における避難者の救援活動への協力に関すること。			
	学校保健	学校安全・体育課	8 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 9 児童生徒の避難措置に関すること。			学校保健	学校安全・体育課	9 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 10 児童生徒の避難措置に関すること。			
第2章 被災者の生活再建計画					第2章 被災者の生活再建計画						利率変更
第1節 被災者の生活確保					第1節 被災者の生活確保						
第6項 生活資金の確保					第6項 生活資金の確保						
3 県市町中小企業勤労者小口資金（4-2-6）					3 県市町中小企業勤労者小口資金（4-2-6）						
県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。					県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。						
(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内					(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内						
(2) 償還期間 10年以内					(2) 償還期間 10年以内						
(3) 利率 年1.59%（保証料別途）					(3) 利率 年1.58%（保証料別途）						
(4) 申込先 中国労働金庫					(4) 申込先 中国労働金庫						